「国際化施策に関する考え方」概要版

◇はじめに◇

本市の国際化に関する基本的な考え方を明確にするとともに、様々な分野における理念や基本目標を明らかにし、総合的かつ体系的に施策を推進していくため「考え方」を策定。

◇第1章◇ 背景

- (1)日本における国際化の進展と新たな外国人材の受入れ
 - ·2018 年 12 月末の在留外国人は約 273 万人で過去最高。
 - ・2018 年末改正入管法成立。外国人材の受け入れへ。
- (2)本市における在留外国人の現状
 - · 枚方市の在留外国人は 4.374 人(2018 年末)。
 - ・出身国別では、1位中国、2位韓国・朝鮮、3位にベトナムが急増している。
- (3)外国人観光客(インバウンド)の増加
 - ・大阪・関西万博が2025年に開催予定。
- (4)本市における国際交流・自治体間交流の取り組み
 - ・枚方市の海外友好都市3市(オーストラリア・ローガン市、中国上海市長寧区、韓国・霊岩郡)との行政や市民による相互訪問等都市間交流事業の実施
- (5)本市における日本語教育の取り組み
 - ・日本語・多文化共生教室「よみかき」(教育委員会)の開催
 - ・「枚方市日本語ボランティアの会」の活動

◇第2章◇「考え方」の構成(体系図)

◇理念◇

◇基本目標◇

違いを認めあい、みんなで創る、多文化共生のまち・ひらかた

I 違いを認めあい、偏見と差別の解消をめざします。

世界の多様な歴史・文化・宗教の違いを違いとして受けとめ偏見や差別の解消をめざ します。

Ⅱ 安心と活躍を支える、豊かなコミュニケーション基盤を育みます

外国人市民等が安心して暮らせ、社会において活躍できる地域社会を創るために、文 化的・制度的な前提が理解できるように努めます。また、やさしい日本語や多言語に よるコミュニケーションの促進と日本語学習の機会の充実をめざします。

Ⅲ 的確な情報提供・発信により、取り組みの実効性を高めます

外国人市民等に的確な情報提供や情報発信ができるよう、確実に届くための工夫を重ねます。

Ⅳ 国際化により、まちの魅力を高めます

外国人市民等が暮らしやすいまち、外国人旅行者が訪れたくなるまち、多文化共生の まち・ひらかたの創出をめざします。

1 多文化共生の推進

- 1 外国人市民等に対する支援の充実
- 2 多文化を包摂する 地域社会づくり

2国際化基盤の整備

- 1 産業活動における 国際化への対応
- 2 国際化に対応できる 都市基盤の整備や魅 力の創出

3国際交流の推進

- 1 海外友好都市等と の交流の推進
- 2 国際化社会に対応できる人材の育成

◇基本方針◇ ◇取り組みの方向◇

◇第3章◇ 取り組みの方向と内容

	【基本方針1】多	多文化共生の推進
方	1 外国人市民等に対する	2 多文化を包摂する地域
方 向	支援の充実	社会づくり
	①やさしい日本語や多言語に	⑦多文化理解の促進と偏見・
	よる情報提供の環境整備	差別の解消
	②関係機関・団体と連携した	⑧多文化を受けとめる行政の
	日本語教育	場における仕組みの改善
内	③相談体制の検討	⑨地域における外国人市民
	④災害時等における支援	等の受入れの支援
容	⑤健康・福祉・子育て支援等	⑩外国人市民等との交流の
	における対応	促進
	⑥外国籍等の児童・生徒の学	⑪関係団体との連携の強化
	校への受入れ体制の確保	

【基本方針2】国際化基盤の整備		
1産業活動における国際	2 国際化に対応できる都市	
化への対応	基盤の整備や魅力の創出	
⑫外国人雇用を進める市内	④公共施設等の都市施設の	
事業者との情報共有の推	案内・サイン等の多言語化	
進	の推進	
⑬外国人消費者対応のため	⑮わかりやすい公共交通の利	
の多言語対応やユニバーサ	用環境の推進	
ルデザイン化の推進	⑯外国人観光客にとって魅力	
	ある観光情報の発信	

【基本方針3】	国際交流の推進
1 海外友好都市等との交	2国際化社会に対応でき
流の推進	る人材の育成
切海外友好都市等とのテーマ	⑱小中学校における国際理
性のある交流の促進	解教育・英語教育の充実
	⑨国際化に取り組む市民団
	体等への活動支援
	20国際化へ対応するための市
	民ボランティア人材の育成

◇第4章◇ 今後の推進体制等

(1)全庁的な取り組み

- ・研修等で職員の意識を高めながら全庁的な取り組みを進めます。
- ・横断的な連絡調整を強化し、各所管部署間の連携を密に図ります。

(2)関係機関・関係団体との連携

・行政機関、専門的な団体(大阪府国際交流財団等)、経済団体、事業者、市民団体(NPOやボランティア団体等)各種団体との連携及び協働での取り組みを行います。

(3)(公財)枚方市文化国際財団の解散後の体制づくり

・2021年3月末の財団解散後の国際関係事業 については、これまで連携してきた各種団体 等と本市が協力して行い、今後の事業実施に ついては検証を行った上で、推進体制等を検 討します。